

第4章 活動目標及び推進体制

1 成果目標・活動目標

将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指し、計画の実効性を確保するため、計画期間内に達成すべき目標として、次のとおり活動目標を設定します。

(1) 成果目標

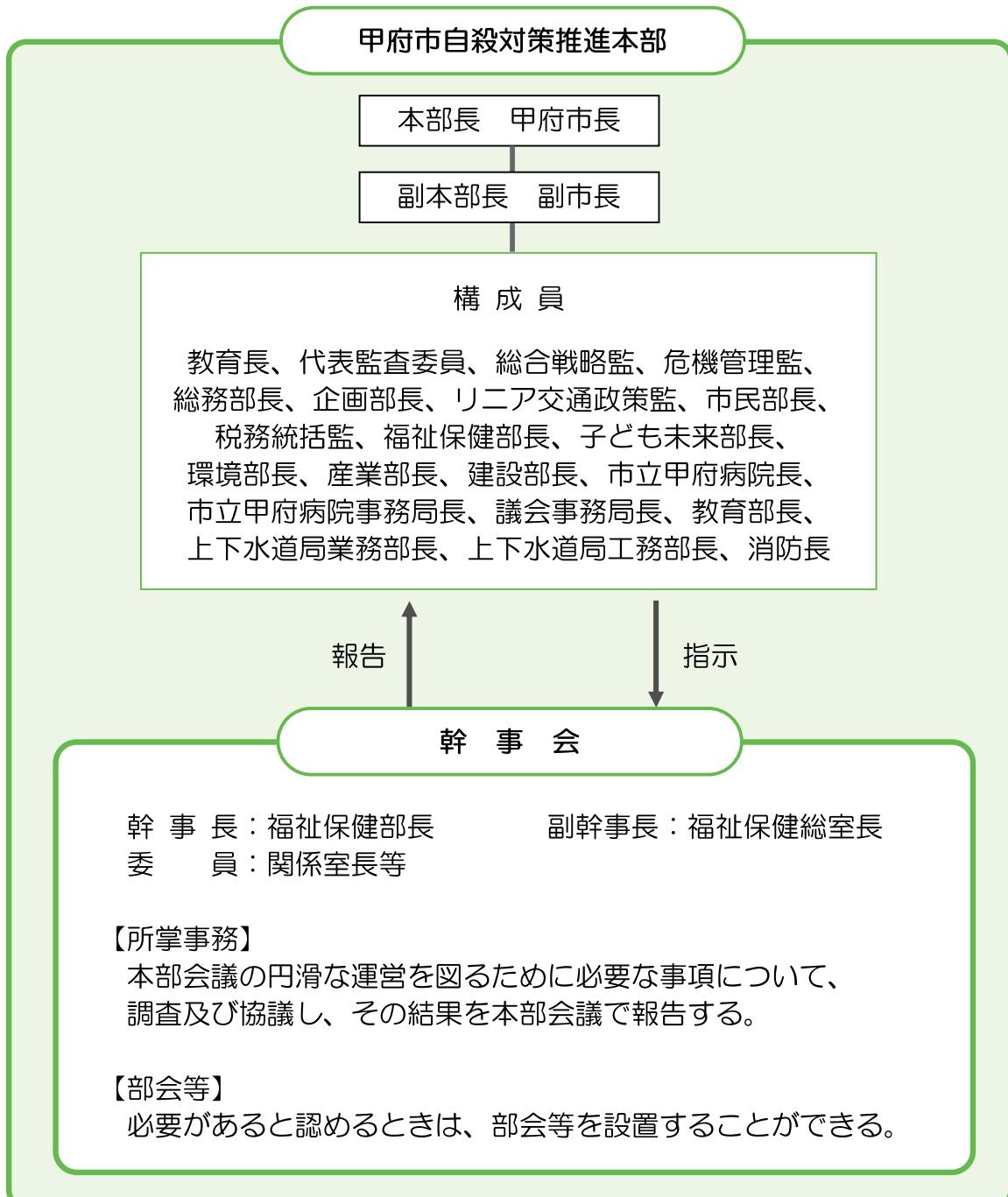
指標	現状値	目標値	出典等
自殺率（住所地ベース）	19.1 (平成 27 年) (2015 年)	2026 年までに自殺率を 13.3 以下とする。	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) 活動目標

指標	現状値	目標値	出典等
「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」の認知度（「知っている」と「言葉は聞いたことがある」の合計）	46.8% (平成 30 年) (2018 年)	70% (平成 35 年) (2023 年)	甲府市こころの健康に関する住民意識調査
ゲートキーパー養成講座修了者数	562 人 (平成 29 年度末累計) (2017 年度末)	4,300 人 (2023 年度末までの累計)	市健康増進課
講演会への参加者数	—	250 人 (2023 年度末までの累計)	
高齢者元気アップチェックにおける「うつ予防支援」該当者の割合	28.6% (平成 29 年度) (2017 年度)	26.2% (2023 年度)	市健康増進課
生活困窮者自立支援制度自立相談事業の相談件数	582 件 (平成 29 年度末累計) (2017 年度末)	1,800 件 (2023 年度末までの累計)	市生活福祉課
こころの健康に関する出前講座の実施数	—	15 回 (2023 年度末までの累計)	
SOS の出し方に関する教育実施校の割合	—	市内公立校の 60% (2023 年度末までの累計)	

2 本市の自殺対策における庁内推進体制

本市では平成30（2018）年4月に市長をトップとする甲府市自殺対策推進本部を設置し、自殺対策を全庁的な取組として推進していく体制を整備しました。また、推進本部の円滑な運営を図るために必要な事項について調査及び協議するため、幹事会を設置しました。

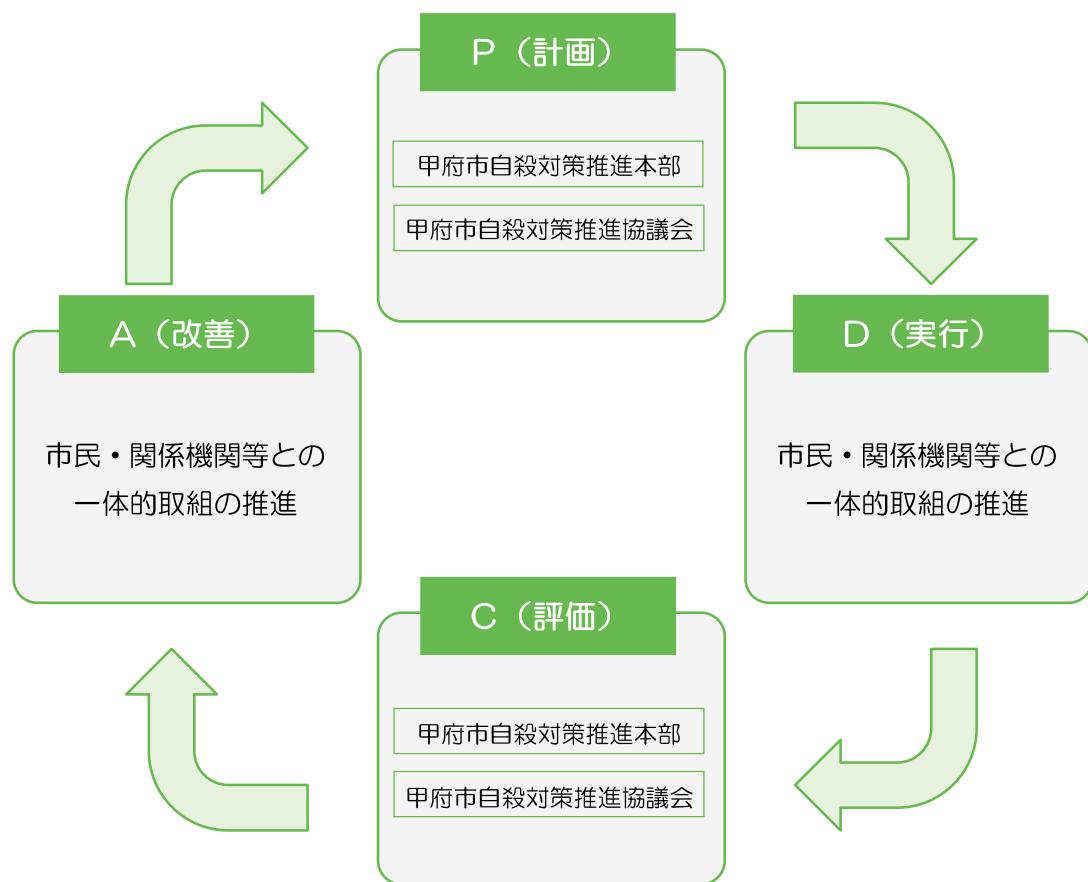


3 甲府市自殺対策推進計画の推進体制

計画の推進については、P D C Aサイクル*に基づいて実施します。P D C Aサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

本計画では、甲府市自殺対策推進協議会との協働で計画を策定し、計画の内容に基づき、市民、関係団体、行政等が連携して自殺対策の推進に向けた様々な活動を実行していきます。

これらの結果について、定期的に事業の進捗状況等を検証し、市民、関係団体等の意見を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを実施します。



資料編

1 策定経緯

年月日	内 容
H30.4.5	甲府市自殺対策推進本部会議（平成 30 年度第 1 回）の開催 ・甲府市自殺対策推進本部の設置及び目的、 (仮称) 甲府市自殺対策推進計画の策定について
H30.4.19	甲府市自殺対策推進本部幹事会（平成 30 年度第 1 回）の開催 ・甲府市自殺対策推進本部における幹事会の設置等、 (仮称) 甲府市自殺対策推進計画の策定に係る事業の棚卸しの作成について
H30.7.13	甲府市自殺対策推進協議会委員への委嘱状の交付 甲府市自殺対策推進協議会（平成 30 年度第 1 回）の開催 ・スケジュールの確認、甲府市の自殺に関する実態、 各機関・団体の「自殺」に関する取組状況、住民意識調査について
H30.8.20	「甲府市こころの健康に関する住民意識調査」の実施 (回答期限：9月3日)
H30.11.15	甲府市自殺対策推進本部幹事会（平成 30 年度第 2 回）の開催 ・(仮称) 甲府市自殺対策推進計画の素案について
H30.11.16	甲府市自殺対策推進協議会（平成 30 年度第 2 回）の開催 ・住民意識調査の結果、(仮称) 甲府市自殺対策推進計画の素案について
H31.1.7	パブリックコメントの実施（1月7日～2月6日）
H31.2.25	甲府市自殺対策推進協議会（平成 30 年度第 3 回）の開催 ・パブリックコメントの実施結果、(仮称) 甲府市自殺対策推進計画について
H31.2.26	甲府市自殺対策推進本部会議（平成 30 年度第 2 回）の開催 ・(仮称) 甲府市自殺対策推進計画の策定状況について

2 設置要綱

○甲府市自殺対策推進本部設置要綱

平成30年4月5日

福第2号

(設置)

第1 庁内関係部署等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、甲府市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)自殺対策の推進に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2)自殺対策のための庁内関係部署の連携に関すること。
- (3)自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (4)その他自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本部に本部長を置き、本部長は市長をもって充て、本部を統括する。

3 本部に副本部長を置き、副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、福祉保健部の事務を担当する副市長である副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第4 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、別表に掲げる本部構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第5 第2に定める本部の所掌事項について調査及び協議するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は、福祉保健部福祉保健部長をもって充て、副幹事長は福祉保健総室長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる幹事会構成員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 本部及び幹事会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

別 表

甲府市自殺対策推進本部構成員および幹事会構成員

対策推進本部構成員	幹事会構成員
◎市長	
○副本部長	
○副本部長	
教育長	
代表監査委員	
市長直轄組織 総合戦略監	市長室長
市長直轄組織 危機管理監	都市戦略室長
総務部長	総務総室長
企画部長 リニア交通政策監	企画総室長
市民部長 税務統括監	市民総室長
福祉保健部長	福祉保健総室長
子ども未来部長	子ども未来総室長
環境部長	環境総室長
産業部長	産業総室長
建設部長	建設総室長
市立甲府病院長	—
市立甲府病院事務局長	病院事務総室長
議会事務局長	議会事務総室長
教育部長	教育総室長
—	会計室長
—	選挙管理委員会事務局長
—	監査委員事務局長
—	農業委員会事務局長
上下水道局業務部長	業務総室長
上下水道局工務部長	—
消防本部消防長	消防本部次長

◎本部長 ○副本部長とする

○甲府市自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年4月20日
福第3号

(設置)

第1 本市の自殺対策に関する施策の企画立案及びその実施が、市民の意見を十分に反映しながら総合的かつ効果的に行われることを目的として、甲府市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)自殺対策推進計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (2)自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (3)その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)保健・医療関係者
- (3)警察関係者
- (4)教育関係者
- (5)地域福祉関係者
- (6)労働・経済関係者
- (7)市民
- (8)その他市長が自殺対策の推進に適当と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、福祉保健部健康増進課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

3 甲府市自殺対策推進協議会委員名簿

氏 名	団体等の名称・役職等	備 考
山 角 駿	山梨県精神科病院協会顧問	会長
水 野 恵 理 子	山梨大学医学部看護学科教授	副会長
山 中 達 也	山梨県立大学 人間福祉学部福祉コミュニティ学科准教授	
古 屋 好 美	山梨県中北保健所所長	
小 石 川 好 美	市立甲府病院看護部長	
矢 崎 秀 治	甲府警察署生活安全課係長	
大 塚 克 戯	甲府市公立小中学校校長会 甲府市立新紺屋小学校校長	
戸 田 知	甲府市民生委員児童委員協議会会長	
志 村 治 夫	山梨いのちの電話事務局長	
市 川 陽 子	山梨県中央児童相談所相談支援課長	
天 谷 恵	甲府市北西地域包括支援センター保健師	
関 根 由 起 子	山梨産業保健総合支援センター副所長	
坂 田 純 恵	甲府商工会議所1号議員 東京海上日動火災株式会社山梨支店長	
岩 下 秀 幸	甲府公共職業安定所 職業相談第2部門 統括職業指導官	
寺 田 幸 子	公募委員	
小 林 美 貴	公募委員	

4 用語解説

か

- ・**元気アップチェック**

高齢者の介護予防のために、身体機能やこころの健康状態を確認する事業。要支援又は要介護認定を受けていない75歳以上で奇数年齢の方を対象に質問票を送付して、生活機能や健康状態の判定、機能低下の早期発見を行うとともに、健康維持や介護予防のためのアドバイスを記載した結果票をお返ししています。

- ・**キャラバンメイト**

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人のこと。

- ・**ゲートキーパー**

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること。

- ・**K6 テスト**

うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、心理的ストレスや精神的な問題の程度等を表す指標。点数が高いほど精神的な問題がより重い可能性があるとされています。

さ

- ・**自殺対策強化月間**

関係機関や関係団体が相互に連携協力を図りながら、自殺対策の活動を集中的に展開する期間。自殺対策基本法で「3月」を自殺対策強化月間と定めています。

- ・**自殺総合対策大綱**

政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19(2007)年に策定され、自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえて平成29(2017)年に抜本的に見直しが実施されました。

- ・**自殺予防週間**

自殺対策に関する啓発活動を広く展開する期間。自殺対策基本法で「9月10日から9月16日まで」を自殺予防週間と定めています。

・自殺予防のための行動

厚生労働省が「あなたにも出来る自殺予防のための行動」として挙げている4つの行動。

＜気づき＞：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

＜傾聴＞：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

＜つなぎ＞：早めに専門家に相談するよう促す

＜見守り＞：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

・人口動態統計

市区町村長が、戸籍法及び死産の届出に関する規程による届書から人口動態調査票を作成し、厚生労働省がこれを集計した統計。出生、死亡、婚姻、離婚、死産の届出が集計されています。なお、警察庁の自殺統計では、死因を特定し、動機を調べて事件性の有無を判断した上で、自殺と認定しており、死亡届を出した後に自殺と判明したケースや日本国内で自殺した外国人も含まれるため、厚生労働省の人口動態統計より人数が多くなる傾向にあります。

・ストレスチェック

ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるか調べる簡単な検査。

・性的マイノリティ

性のあり方が多数派と異なること。

・セルフケア

自身のストレスサインに気づき、自ら対処することで、こころの健康の悪化を未然に防ぐこと。

た

・地域自殺実態プロファイル

自殺統計、人口動態統計等の統計資料を基に地域における自殺の実態分析及び地域特性をまとめた資料。

・地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるまちづくり。

は

- ・ P D C A サイクル

P (Plan : 計画) → D (Do : 実行) → C (Check : 評価) → A (Action : 改善)
の繰り返しを指しますが、自殺対策においては、計画を策定し、それに基づいて対策を
推進し、その成果を収集・分析し、分析結果を踏まえて計画の改善を図ること。

5 各種相談窓口

○こころの健康に関する相談窓口

相談内容		相談窓口	連絡先	受付時間
心と体	心の悩み	精神保健福祉センター	254-8644	平日 8:30~17:15
		ストレスダイヤル	254-8700	平日 9:00~12:00、13:00~16:00 (夜間)木16:00~19:00
		こころの健康相談統一ダイヤル(自殺防止電話相談)	0570-064-556	平日 9:00~12:00、13:00~16:00 (夜間)火~土16:00~22:00
		山梨いのちの電話	221-4343	火~土 16:00~22:00
		東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間対応
	ひきこもり	国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	03-5286-9090	毎日 20:00~5:30 火 17:00~2:30、木 20:00~2:30
		山梨県ひきこもり相談窓口	254-7231	平日 9:00~12:00、13:00~16:00
	心と身体の悩み	甲府市役所 健康増進課	237-2505	平日 8:30~17:15
		甲府市役所 障がい福祉課	237-5240	平日 8:30~17:15
	難病	山梨県難病相談支援センター	223-3241	平日 9:00~16:00
	がん	県立中央病院がん相談支援センター	253-7111	平日 9:30~17:00
高齢者	高齢者や介護の悩み	認知症コールセンター	222-7711	平日 13:00~17:00
女性	女性の悩み	女性総合相談(ぴゅあ総合)	237-7830	毎日9:00~17:00 (ただし第2、第4曜日を除く)
		甲府市女性総合相談室	223-1255	月~土 9:00~16:00 (ただし土は電話相談のみ)
		女性の健康相談(甲府市役所母子保健課) ※不妊・婦人科疾患等	242-6186	平日 9:00~16:00
	配偶者による暴力	配偶者暴力相談支援センター(山梨県女性相談所)	254-8635	平日 面接9:00~17:00 電話9:00~20:00
		女性の人権ホットライン(甲府地方法務局)	0570-070-810	平日 8:30~17:15
子ども・若者	子育ての悩み	山梨県産前産後電話相談	269-8110	24時間対応
		甲府市役所 母子保健課	237-8950	平日 8:30~17:15
		甲府市役所 子ども支援課	237-5917	平日 8:30~17:15
	子ども(18才未満) の悩み	中央児童相談所	254-8617	平日 8:30~17:15
		子どもの人権110番(甲府地方法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15
	いじめ・不登校	いじめ不登校ホットライン(総合教育センター)	263-3711	24時間対応
	少年非行	ヤングテレホン	235-4444	平日 8:30~17:00
	若者の自立・就労	やまなし若者サポートステーション	244-3033	月~金 9:00~18:00 土(不定期)10:00~15:00
経営者・労働者	職場における心の健康	山梨産業保健総合支援センター	220-7020	平日 9:00~17:00
	職場内いじめ・ 嫌がらせ・労働条件等	こころの耳電話相談	0120-565-455	月・火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00
		中小企業労働相談所(県民生活センター内)	223-1366	平日 8:30~17:00
生活の安全	生活安全・ 困りごと	警察本部総合相談室	#9110または 233-9110	24時間対応
		甲府警察署	232-0110	24時間対応
		南甲府警察署	243-0110	24時間対応

* 平日は月~金曜日。祝祭日、年末年始を除きます。2019年3月現在のものであり、受付時間等が変更になる場合があります。



甲府市自殺対策推進計画 2019 年度～2023 年度

甲 府 市

住所 〒400-8585
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
電話 055-237-1161 (代表)
URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

